

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について（概要）

総務部税務室

1 主な改正の理由

地方税法等の改正により、和泉市税条例について、下記の制度変更及び所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

（1）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長（市税条例附則第13条の11）

＜内容＞

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額を減額する措置（わがまち特例（※））について、ペロブスカイト太陽電池及び風力発電設備に係る特例率を拡充するなどの重点化を行ったうえ、3年間の延長を行うもの。

特例対象		特例率(変更前)	特例率(変更後)
ペロブスカイト太陽光発電設備	出力1,000kW以上	4分の3	2分の1
	出力1,000kW未満	3分の2	参酌基準どおり
風力発電設備	出力20kW以上	3分の2	3分の2
	出力20kW未満	4分の3	参酌基準どおり

※わがまち特例について

国が定める地方税制の特例措置について、国が法律で一律に定めていた特例割合を地方自治体が自主的に判断し、法で定める上限と下限の範囲内で、条例で決定できるようにする仕組み。

＜改正理由＞

温室効果ガスの排出量削減に向けて、地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため。

＜施行日＞

公布の日

（2）住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長（市税条例附則第4条の3）

＜内容＞

住宅借入金等特別税額控除の適用期間について、令和7年12月末入居分までであったものを令和12年12月末入居分まで、5年間延長するもの。

＜改正理由＞

所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間が延長されたことに伴い、同様の措置を講じる必要があるため。

＜施行日＞

令和9年1月1日

(3) 固定資産税の免税点の見直し（市税条例第 24 条の 7）

<内容>

固定資産税に係る免税点について、家屋の免税点を 20 万円から 30 万円に、償却資産の免税点を 150 万円から 180 万円にそれぞれ引き上げるもの。

<改正理由>

物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税の免税点の見直しを行うもの。

<施行日>

令和 9 年 4 月 1 日

(4) ふるさと納税に係る寄附金税額控除の特例控除額の見直し（市税条例第 14 条の 4 の一部、附則第 4 条の 4 の一部、第 4 条の 5 の 2）

<内容>

ふるさと納税の個人住民税寄附金税額控除に係る特例控除分について、住民税所得割の 2 割を限度とする従来の枠組みに加え、193 万円を上限として新たに設定するもの。

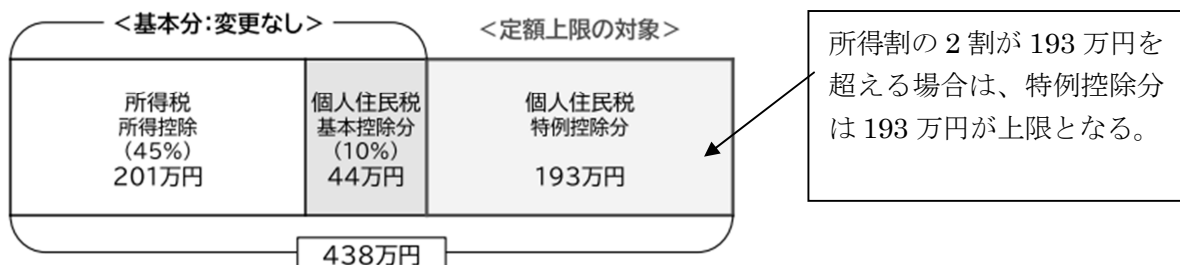
<改正理由>

高所得者について、所得に応じて上限なく増える特例控除額の是正を図るため。

<施行日>

令和 10 年 1 月 1 日

<参考>給与収入 1 億円の方が 438 万円寄附した場合の控除イメージ



(5) その他所要の規定の整備

（市税条例第 14 条の 4 の一部、第 15 条、第 15 条の 2 の 2、第 15 条の 2 の 3、附則第 3 条の 2、第 6 条、第 10 条の 2）

<内容>

地方税法等の改正により、項ずれの規定整備及び法令等の規定と同様の規定に改正を行うもの。

<施行日>

令和 9 年 1 月 1 日	市税条例第 14 条の 4 の一部、第 15 条、第 15 条の 2 の 2、第 15 条の 2 の 3、附則第 3 条の 2、第 6 条
令和 10 年 1 月 1 日	市税条例附則第 10 条の 2

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について（概要）

消防本部総務課

1 主な改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）が改正（公布予定日：令和 8 年 5 月下旬、適用予定日：令和 8 年 4 月 1 日）され、非常勤消防団員及び消防作業従事者等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されるため。

2 主な改正の内容

令第 11 条に規定する非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を次のとおり改定。

令第 11 条における 改定前の定額部分の額	令第 11 条における 改定後の定額部分の額
315,000 円	330,000 円

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 経過措置

令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた和泉市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

適用日から施行日の前日までの間においてこの条例による改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

**和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の
一部を改正する条例制定について（概要）**

教育部学校教育室

１ 主な改正の理由

本市の任期付市費負担教育職員については、府費負担教育職員と給料月額その他待遇の均衡を図っているところ、今般大阪府の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴い、府費負担教育職員の手当が改正されるため、それに合わせて条例を改正する必要がある。

２ 主な改正の内容

第４条に規定する部活動、補習、講習における児童又は生徒に対する指導業務に係る教員特殊業務手当を改正する。

改正後		現行	
１ 週休日等において、従事した時間が引き続き３時間以上であるとき。	３，９００円	１ 週休日等において、従事した時間が引き続き４時間以上であるとき。	３，６００円
２ 週休日等において、従事した時間が引き続き２時間以上３時間未満であるとき。	２，６００円	２ 週休日等において、従事した時間が引き続き２時間以上４時間未満であるとき。	１，８００円

３ 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

**和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の
一部を改正する条例制定について（概要）**

教育部学校教育室

１ 主な改正の理由

学校規模の適正化及び小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校を新設し、池上小学校及び幸小学校並びに富秋中学校を新設校に統合する必要がある。

２ 主な改正の内容

- ・ 第１条中「同 池上小学校 同 池上町三丁目１４番４５号
同 幸小学校 同 幸二丁目３番１号」を削る。
- ・ 第２条中「同 富秋中学校 同 富秋町二丁目２番８９号」を削る。
- ・ 第３条中「同 槇尾学園 同 仏並町２０７番地の１」
- ・ の次に「同 富秋学園 同 富秋町二丁目２番８９号」を加える。

３ 施行期日

令和９年４月１日から施行する。

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について（概要）

生涯学習部生涯学習推進室

1 主な改正の理由

より一体的に生涯学習施策を推進するため、和泉市生涯学習推進委員会と和泉市社会教育委員会議の機能を統合する必要がある。

2 主な改正の内容

次の附属機関を廃止する。

教育委員会の附属機関

名称	担当事務
和泉市生涯学習推進委員会	生涯学習施策の総合的な推進に向けた協議、検討及び調整に関すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。